

分譲マンションセミナー

～区分所有法及び関連法令の改正について～

マンションは、その総数が700万戸を超え、現在、築40年以上のマンションは137万戸で、10年後には約274万戸に増える見込みです。築40年以上の物件では、70歳以上の世帯が約55%を占め、建物の老朽化と住民の高齢化の「二つの老い」が進んでおります。そのため、政府はマンションの再生を促すために、建て替えや改修の規制を緩和し、手続きや費用の負担軽減につなげる狙いで、区分所有法及び関連法令の改正を行いました。今回のセミナーでは、改正のポイントを説明します。

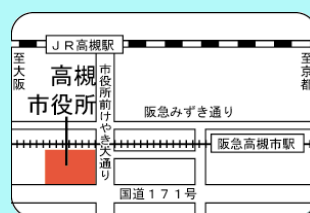
セミナー内容

◆「区分所有法及び関連法令の改正について」

(一社)大阪府マンション管理士会 田中 建治

◆個別相談会(マンションの維持、管理等に関する相談【予約制】)

会場アクセス



駐車場は有料で台数に限りがございます。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

日時

令和7年10月4日(土)

セミナー 10:00～12:00

個別相談会 12:00～12:30

場所

高槻市総合センター14階 C1401 会議室(高槻市桃園町2番1号)

申込

電話、ファックス、簡易電子申込サービス、住宅課窓口にてお申込み下さい。

○申込期間: 令和7年9月17日(水)～9月30日(火)まで

○定員: セミナー: 50名/個別相談会: 5組(共に申込順)

○申込先: 高槻市 都市創造部 住宅課

TEL: 072-674-7525 FAX: 072-674-3125



参加申込書

フリガナ			電話番号	
氏名				
住所			参加人数	
個別相談会への参加希望	☐ 参加を希望する ☐ 参加を希望しない			
相談内容				
相談者の所属	☐ 区分所有者 ☐ 組合役員 ☐ 専門委員 ☐ その他()			

【共催】高槻市・一般社団法人大阪府マンション管理士会

※ご記入いただいた内容は、本市のマンションに関する業務以外の目的に利用することはありません。

※キャンセルされる場合は、10月3日(金)までに高槻市都市創造部住宅課へご連絡ください。

※災害、感染症の拡大、その他やむを得ない事情により、中止・延期になる場合があります。